

黒潮町人権施策推進基本方針（第二次改定）

～すべての人の人権が尊重される、人権文化の町づくりを目指して～

2020（令和2）年4月

黒潮町

はじめに

黒潮町では、2007（平成19）年4月に「黒潮町人権施策推進基本方針」を策定し、住民に身近な7つの人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人）を掲げ、その解決に向けて、人権教育や人権啓発の様々な取組を行ってまいりました。

しかし、現実社会には、上記7つの人権課題に加え、（犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認等など）の課題に係る人権問題が依然として存在しています。さらに、職場での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、肉体的苦痛を与えるハラスメント等の事案が多数発生しています。

人権侵害の解消を目的に、2016（平成28）年に「部落差別解消推進法」をはじめとするいわゆる「人権3法」が施行され、黒潮町としても法律の施行に伴い「黒潮町人権施策推進基本方針」や「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」の改正を行うことにいたしました。

黒潮町は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせて、あらゆる人権問題の早急な解決を図っていかねばなりません。

この基本方針では、「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念として、人権施策の推進方針や、身近で重要な課題への取り組み、そして、国、県、市町村の連携や、行政とNPO、各種団体との協働、さらには町民に期待される役割などを明らかにしております。

今後は、この方針に基づき、互いに人間の尊厳や権利を尊び、安心して生き生きと暮らしていける地域社会の実現に取り組むこととなります。皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりになりましたが、「黒潮町人権施策推進基本方針」の改正にあたり、その基礎資料となりました「黒潮町人権問題に関する意識調査」にご回答いただきました多くの町民の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

2020（令和2）年3月

黒潮町長 大西 勝也

黒潮町人権施策推進基本方針

～すべての人の人権が尊重される、人権文化の町づくりを目指して～

2020（令和2）年3月策定

第1章 人権施策推進基本方針策定の背景

1. 人権をめぐる社会の動向

20世紀における急速な科学の進歩は、人類社会に豊かさと快適さをもたらした反面、二度にわたる世界大戦は、かつてない規模で人々の生活を破壊し、その中で行われた大量虐殺や特定の民族への迫害などの人権蹂躪は想像を絶するものがありました。その反省から、人権の保障が世界平和の基礎であり、国際社会全体で取り組むべき課題であるという考え方が主流となりました。

このようなことから、国際連合は、1948（昭和23）年12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言」を採択し、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と全世界に表明しました。

その後国際連合では、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」等、人権保障のための条約が採択されたほか、「国際婦人年」や「国際児童年」、「国際障害者年」等の国際年を定めるなど、それぞれの課題を解決するための取り組みが進められています。

しかし、そのような取り組みにもかかわらず、人種、民族、宗教等に起因する地域紛争が多発して、人権が侵害される状況が続いてきたことを深刻に受け止め、1993（平成5）年の世界人権会議では、世界中で人権教育を推進することの重要性が提唱されました。

そして、翌1994（平成6）年の国連総会において、1995（平成7）年～2004（平成16）年までの10年間の「人権教育のための国連10年」とするとともに、その具体的なプログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、「人権という普遍的な文化」を世界中に構築するための運動が進められることになりました。これは、人権関係諸条約を真に実効性のあるものに高めるための国際プランといえるものでした。

そして、この10年間の取り組みのフォロー・アップとして、2005（平成17）年からは、「人権教育のための世界計画」の取組が進められています。

国内においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を批准・加入するとともに、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策が進められてきました。

そのような状況のもと、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申に基づき、1969（昭和44）年から、同和問題解決に向けての特別対策や同和教育が進められてきましたが、1996（平成8）年に、地域改善対策協議会が「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方」について意見具申を行いました。

この意見具申では、地域改善対策事業を特別事業から一般事業へ移行して、教育、就労など、なお残された課題について、工夫しながら着実に実施していくとともに、今後の対策として、依然として存在している差別意識の解消を図るため、これまでの同和教育や啓発の成果とその手法を踏まえ、すべての基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえながら、積極的に推進していくという方向づけを行っています。

また、その前年の1995（平成7）年には、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置されています。そして、1997（平成9）年には、「人権教育のための国連10年」国内行動計画が策定され、人権教育を推進していくうえで解決すべき重要課題（女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・アイヌの人々・外国人・HIV感染者等・刑を終えて出所した人）をあげて、その具体的な解決について言及しています。

これらの経過を踏まえて、2000（平成12）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の理念や国・地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。そして、この法律に基づき、2002（平成14）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表されました。

このような状況の中で、文部科学省は2004（平成16）年に「人権教育の指導方法等の在り方について（第一次取りまとめ）」を明らかにしました。これは、文部科学省が、人権教育に関して初めて本格的な方針を示すものであり、道徳教育ではなく人権教育としてまとめた内容となっています。また、2016（平成28年）には、4月に障がいを理由とする差別の禁止や行政機関や事業者等に障がい者への合理的配慮を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、同年6月に日本以外の国や地域の出身であることを理由とする不当な差別的言動を禁止し、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が、同年12月には、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題として、その解消に向けた取組を国と地方公共団体に求める「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が相次いで施行されました。

高知県では、1995（平成7）年、高知県議会において「人権宣言に関する決議」が行われ、1998（平成10）年4月には「高知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。

この条例においては、その前文で7つの身近な人権課題（同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者・HIV感染者等・外国人）を例示して、依然として人権侵害が存在することに言及し、本文では人権尊重の社会実現のために、県、市町村、県民の責務を明らかにするとともに、本県における人権施策の基本方針の策定及び人権の実態について定期的な公表などを規定しています。

また、1998（平成10）年7月には、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画が策

定され、「高知県人権尊重の社会づくり条例」と同様に県民に身近な7つの人権課題を例示して、それぞれの項目について、本県の実態を踏まえた人権教育・啓発のあり方、企業や県民に期待する取り組みなどを具体的に示しました。さらに、2000（平成12）年には、県民の人権意識の高揚を図るための指針として、「高知県人権施策基本方針」が策定され、2019（平成31）年3月には、第2次改定を行いました。

2. 黒潮町の状況

旧大方町では、1974（昭和49）年に「部落完全解放の町」を宣言し、1995（平成7）年に「人権宣言に関する決議」を採択しています。一方、旧佐賀町では、1995（平成7）年に「人権擁護の町」を宣言してきました。

また、両町とも同和対策審議会答申に基づき、町の振興計画に同和問題の解決を行政の重点施策として掲げ、同和問題を中心に、あらゆる人権課題の解決をめざして取り組んできました。

そして、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効と、2006（平成18）年3月の黒潮町誕生を機会に、旧大方町と旧佐賀町の人権行政（同和行政）の総括を行い、2007（平成19）年4月には黒潮町人権施策推進基本方針を策定し、2014（平成26）年9月に「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」を制定、「黒潮町人権尊重のまちづくり協議会」を設置しました。

また、新町の人権行政の基礎資料とすることを目的として、「人権問題に関する住民意識調査」を、直近では2018年に「黒潮町人権問題に関する意識調査」を実施しました。

その結果、人権全般にわたって、また、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、エイズ患者・HIV感染者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認等の身近な人権課題について、それぞれの成果と課題が明らかになってきています。

年表一覧

【国際】

年	事項
1948 (昭和 23)	世界人権宣言
1965 (昭和 40)	人種差別撤廃条約
1966 (昭和 41)	国際人権規約
1975 (昭和 50)	国際婦人年
1979 (昭和 54)	国際児童年
1981 (昭和 56)	国際障害者年
1989 (平成元)	児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)
1993 (平成 5)	世界人権会議
1994 (平成 6)	人権教育のための国連 10 年行動計画
2004 (平成 16)	人権教育のための世界計画

【国内】

1965 (昭和 40)	「同和対策審議会」答申
1969 (昭和 44)	同和対策事業特別措置法
1995 (平成 7)	人権教育のための国連 10 年推進本部
1996 (平成 8)	地域改善対策協議会
1997 (平成 9)	「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画
2000 (平成 12)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2002 (平成 14)	人権教育・啓発に関する基本計画
2004 (平成 16)	人権教育の指導方法等の在り方について (第一次取りまとめ)
2002 (平成 14)	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 失効
2016 (平成 28)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
2016 (平成 28)	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
2016 (平成 28)	部落差別の解消の推進に関する法律

【高知県】

1995（平成 7）	人権宣言に関する決議
1998（平成 10）	高知県人権尊重の社会づくり条例
1998（平成 10）	人権教育のための国連 10 年高知県行動計画
2000（平成 12）	高知県人権施策基本方針
2014（平成 26）	高知県人権施策基本方針 第 1 次改定
2019（平成 31）	高知県人権施策基本方針 第 2 次改定

【黒潮町】

1974（昭和 49）	「部落完全解放の町」宣言-大方町
1995（平成 7）	人権宣言に関する決議-大方町
1995（平成 7）	「人権擁護の町」宣言-佐賀町
2006（平成 18）	黒潮町誕生
2007（平成 19）	黒潮町人権施策推進基本方針
2014（平成 26）	黒潮町人権尊重のまちづくり条例
2014（平成 26）	黒潮町人権尊重のまちづくり協議会

第2章 人権施策推進基本方針策定の考え方

1. 基本方針の性格

この基本方針は、「人権という普遍的な文化」の創造を基本理念に、人権教育・啓発や人権擁護を推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するものです。

なお、それぞれの実施策については、町の長期計画や各分野の個別計画及び各年度の予算の中で具現化することとし、人権施策の推進に当たっては次の性格を持っています。

- (1) 町が進める人権施策の基本的な考え方を示すものであり、町民自らが、人権尊重の社会づくりの担い手であるという認識のもとに、国や県、市町村、関係団体、NPO等が協働して、人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、人権意識の高揚や人権擁護にかかる取組を進めていくための基本的な考え方を示すものです。
- (2) 他の様々な施策に関する計画や方針の策定にあたって、準拠すべき基本指針としての性格を有するもので、町が推進するあらゆる行政の分野で、人権尊重の理念を浸透させていくものです。
- (3) 個別の人権課題の施策について、推進方針と取組を示すものです。
- (4) 人権が尊重される明るい社会の実現に向けて、人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育・啓発について、研修などの取組を促すものです。

2. 基本方針の目指すもの

この基本方針では、互いに人間の尊厳や権利を尊び、安心して生き生きと暮らしていける地域社会の実現を目指します。そのために、すべての人が自分らしく生き、平等に参加でき、それぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、ともに生きていく「人権文化の町づくり」を推進します。

【キーワード】

「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる町づくり」

【ポイント】

- 一人ひとりが尊重される町
- すべての人が共生することのできる町

3. 基本方針の見直し

この基本方針については、人権問題を取り巻く社会情勢の変化や新たに発生する人権課題に対応するため、「黒潮町人権尊重のまちづくり協議会」で諮問を行うとともに、「黒潮町人権問題に関する意識調査」の結果などを参考として、必要に応じて見直しを行います。

第3章 人権施策の推進方針

1. 人権教育・啓発の推進

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権意識を高めるためには、人権の意義や重要性が知識として身につくよう啓発を行うことはもちろんのこと、日常生活の中で人権の配慮が行動や態度に現れるよう、家庭や学校、地域社会、職場等あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。特に、人権感覚は一朝一夕に身につくものではないことから、様々な人権問題や命の大切さについて、生涯にわたり継続した学習ができるよう、子どもから大人まで、長期的視野を持った学習活動を進めます。

① 就学前における人権教育（保育）の推進

乳幼児期は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期にあり、この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって極めて重要であることを考慮して、保育所保育指針の目標に掲げる「人権を大切に作る心を育てる」保育をさらに推進します。

そのためにも、保育所の職員は、遊びを中心とする生活の場で、乳幼児が自分の感情を大切にし、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育み、一人ひとりの子どもの発達段階とその特性を十分に把握し家庭や地域社会と連携を密にしながら、あらゆる場を通じて人権問題についての正しい理解と認識を深めるよう研鑽に努めます。

② 学校における人権教育の推進

学校教育においては、教育活動全体を通じて、児童生徒が様々な人権問題の解決に向けた態度や行動力を身に付けることができるよう、人権尊重の意識を高めていくことが大切であり、人権教育は単なる知識の伝達にとどまらず、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心や豊かな人間性を培うことが必要です。

しかし、現在、学校等で子どもたちを取り巻く状況は、子ども同士や子どもと教員等の人間関係づくりの困難さ、厳しい家庭環境等の要因が複雑に絡み合い、いじめやインターネット上での誹謗中傷などの書き込みや、暴力行為などの問題行動の出現につながるなど、子どもの人権に大きな影響を与えてしまうことがあります。

そのためには、人権感覚を磨き、一人ひとりの実践力を高めることが重要であり、子どもの発達段階に応じた人権学習の推進やフィールドワーク、高齢者や障がい者、外国人等との交流等、学校における様々な体験学習の充実に努めます。

また、人権教育の推進にあたっては、その担い手である教職員の資質の向上が不可欠であることから、教職員の人権に対する正しい理解や認識を深めるとともに、指導力の向上を図るための研修の充実に努め、学習プログラムや研修手法の研究等、学校現場における人権教育を推進します。

③ 家庭、地域における人権教育・啓発の推進

家庭はあらゆる教育の出発点であり、家族のふれあいを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成する場として、重要な役割を果たしています。

しかし、社会構造や生活スタイル等の変化に伴い、家庭における養育力や教育力に格差が現れ、子どもや高齢者に対する虐待、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、子どもの養育放棄など、近年、様々な人権問題が依然として解決されていません。

このような家庭の教育力の格差を補っていくために、様々な機会をとらえて、子育てや高齢者介護に関する学習機会の確保や情報提供を行うほか、子育てや家事などを固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が協力して行えるような意識づくりを進めます。

また、人々の生活の場である地域社会は、日常出会う人々を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく重要な学習の場であり、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む役割があります。

家庭と学校、地域社会が連携し、地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学んでいけるよう、学習の場の提供や機会の充実を図るとともに、研修講師の派遣や学習プログラムの研究、指導者の養成など、様々な人権問題の理解を深めるための学習が単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し態度や行動に結び付けることができるように、人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善を図り、社会教育における指導体制の充実に努めます。

④ 職場における人権教育・啓発の推進

最近では、企業も社会を構成する一員であるとする「企業市民」という考え方から、企業の社会的責任や社会貢献が重要視されています。日本社会において重要な課題である人権に関しても、企業は無関心ではられません。また、企業活動のグローバル化・ボーダレス化にともない、個々の文化の違いや人権の国際的基準に関する理解も重要となってきました。

このような状況の中で、企業やその他の事業所においても、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、職場での嫌がらせ、性別等による不当な差別などのない働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、これまで以上に人権意識のある組織や人材の育成、顧客等の人権に配慮した対応が必要となっています。

また、障がい者の法定雇用率の達成や高齢者の継続雇用、外国人の就業についての改善や、職場における男女共同参画社会の実現を目指すことが求められており、町では、人権啓発研修への講師派遣や研修会の開催などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を行っていきます。

⑤ 町民参加型の効果的な教育・啓発活動の推進

町民一人ひとりが傍観者の立場ではなく、人権学習の主体であるという認識のもと、自分自身の問題として人権を考えることができるよう、効果的な教育・啓発活動を進めます。そのためにも、これまでの活動実績が豊富で、多くの町民が自主的に参加をしている黒潮町人権教育研究協議会の活動を支援しながら、人権尊重の意識が態度や行動として日常生活の中に現れ、根付くことをめざし、県、関係団体、NPO等民間団体、企業等とも連携・協働して啓発活動を行うとともに、身近な地域の実情に沿った啓発を推進し、人権教育・啓発活動の手法についての調査・研究活動を積極的に行っていきます。

また、「人権まつり」や「解放まつり」、「人権作品展」など、子どもから高齢者まで誰でも参加可能な体験型学習を推進します。

⑥ 継続的な情報発信の推進

町民に対し、継続的な情報発信を行うために、広報及び黒潮町ホームページの効果的な活用を図ります。

また、人権問題の学習教材や人権に関する情報の収集を行うとともに、町民が親しみやすい啓発冊子の作成を行い、人権に対する正しい知識の普及に努めます。

⑦ インターネット問題に対する町民運動の推進（教委より）

小・中学生のスマートフォン等の所持率が急速に高まる中、長時間の使用により学習習慣や生活習慣が乱れたり、インターネットを介したいじめや犯罪・人権侵害が増加するなど、インターネットの不適正な利用に伴う様々な問題が深刻化しています。そのため、各学校において情報モラル教育を推進するとともに、インターネットの適正な利用に向けた児童生徒の主体的な取組を促進します。また、保護者に対する啓発も強化することにより、学校・家庭・地域におけるインターネットの適正利用のためのルールづくりなどを町民運動として推進します。

(2) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権尊重の社会づくりを推進していくためには、町民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を磨くことが重要であり、あらゆる場を通じた人権教育を推進していくこととしております。

とりわけ、公務員、教職員、消防職員、保健、医療、福祉関係者は、日頃から人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事しており、その職務の性質上、人権に配慮することが求められています。これらの特定の職業に従事する者への人権教育・啓発は、これまでも各機関や各職場において、それぞれ行われてきたところですが、今後とも人権尊重の理念の浸透が図られ、効果的な人権教育・啓発が行われるよう積極的な支援に努めます。

また、町職員は町内における人権教育・啓発の先導的役割を担っており、各種研修会に積極的に参加するとともに、全職員対象の人権研修を毎年実施いたします。さらに、黒潮町における人権課題の認識を深めるために、新規転入した教職員及び新規採用町職員を対

象にした研修会も定期的に実施します。

重点的な取り組み

1、町職員

- 年次的・段階的な人権研修の実施等、体系的な研修プログラムを構築し、長期間研修を受けない者がいないよう計画的な職員研修を進めます。
- ワークショップ方式等の参加型研修要素を積極的に取り入れ、人権感覚の高揚を図ります。
- 各職場・職員に対して、人権に関する情報を積極的に提供し、職場内研修や自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。

2、教職員

- 「黒潮町人権教育研究協議会」との連携・協力のもと、各学校・保育所の教職員一人ひとりの人権意識向上を目標にするとともに、「黒潮町人権問題に関する意識調査」によって得られた客観的指標をもとに企画された研修を計画的に実施します。
- 各学校・保育所における研修の充実を図るために、人権に関する情報提供を積極的に行います。
- 差別の現実から学ぶことを基本に、研修内容と方法の工夫・改善を図り、「黒潮町人権教育推進計画」をもとに、「いじめ」、「不登校」、「虐待」など、早期の段階で認知することのできるよう研修を充実させます。

(3) 指導者等人材育成の推進

町民が日常生活の中で、人権に配慮した行動がとれるよう人権意識を高めていくためには、身近な学習の場において、様々な人との交流やふれあいを通じて、人権教育に広く参加できる環境を整えるとともに、人権教育・啓発に携わる指導者の養成が重要となります。このため、指導者育成をめざした「人権教育推進講座」を行い、各地域や各職場からの積極的な参加が得られるように努めます。

2. 人権擁護

人権が侵害された場合の司法による救済や人権侵犯事件に対する法的救済は、国の専管事項であります。町としては、人権侵害を受けるおそれのある人に対する相談や解決のための助言など、町が実施可能な支援体制の整備を進めます。

(1) 人権救済・保護システムの充実

人権侵害を受けた被害者への救済については、国の人権擁護推進審議会において、人権が侵害された場合に、迅速かつ簡易な方法で救済ができるよう、新たな人権救済制度の創設が答申され、2002（平成 14）年 3 月に人権擁護法案が国会に提出されましたが、令和 2 年 3 月時点で成立しておらず、人権救済制度の確立が大きな課題となっています。人権尊重の社会づくりを進めるためには、人権が侵害された場合の救済制度の構築は不可欠であり、早期の制度創設と適切な運用を国に要望します。

また、人権侵害事象の発見または訴え、告発があった場合には、黒潮町人権施策推進委員会を開催し、同委員会が人権侵害事象であると認識した場合は、関係機関と連携しながら、被害者へのケア及び加害者への啓発を行うとともに、再発防止施策の検討を行います。

(2) 人権擁護委員の活動支援

人権擁護委員は、地域住民の日常生活に接しながら、人権意識の高揚と人権侵害の防止に努めることを目的に、市町村長の推薦を受けて、法務大臣が委嘱しています。

本町においても、関係機関との連携のもと、地域に根ざした啓発活動や相談活動を積極的に行うなど、人権教育・啓発の担い手として大きな役割を果たしております。

近年、社会環境の変化に伴い、新たな人権課題への対応や専門的な知識が求められており、町では、人権擁護委員が行う資質向上のための研修や人権啓発活動、相談活動について支援いたします。

(3) 人権相談の充実・強化

住民からの多様な相談に対応するために、人権課題ごとの相談窓口を明確にし、専門的な相談機関への紹介やその後のフォローアップを行うなど、町民からの人権相談が円滑に行われるよう努めます。

(4) 権利擁護への取り組みの推進

介護保険制度や身体障害者支援費制度の導入に伴い、多くの福祉サービスが、自らサービスを選択し契約を結んで利用する仕組みとなり、知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者など、判断能力の不十分な方にも、福祉サービスの利用を保障していくことが課題となっています。また、悪徳商法や詐欺的取引の被害者になることも懸念されております。そのために、相談支援活動を充実させる等、すべての人が安心して生活できるよう、権利擁護への取り組みを推進します。

また、成年後見制度は、自己決定の尊重と本人の保護の調和を図ることを基本理念として 2000（平成 12）年に施行された制度ですが、家庭裁判所が制度の相談窓口であるため、身近な相談窓口となりにくいこともあって、制度への理解や利用は十分に進んでいません。最近、弁護士会や社会福祉士、司法書士会などの関係団体が、この制度の利用についての相談活動を行い、徐々にその周知が進められてきましたが、今後とも、円滑かつ適切な成年後見制度の利用が進められるよう、関係機関とともに啓発活動を進めま

す。

第4章 個別事項（身近な人権課題ごとの推進方針）

日本社会の中には、様々な人権課題が存在しますが、人権問題を取り巻く社会環境の変化の中で、さらに新たな人権課題も生まれています。それらの中でも、身近な人権課題として、高知県人権尊重の社会づくり条例で明らかにされている11の課題についての推進方針を次のとおりといたします。

1. 同和問題

（1）現状と課題

日本固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権に関わる重要な問題です。1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」以来、旧大方町と旧佐賀町においては、その理念のもとに同和問題の解決のために積極的に取り組んできました。その結果、住環境整備や産業振興等の主要なハード事業は、いくつかの課題を残しつつも概ね完了し、一定の成果を収めることができました。

しかし、人々の観念や潜在意識にかかわる心理的差別については、着実に解消へ向けに進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しています。

2018（平成30）年2月に実施した「黒潮町人権問題に関する意識調査」によると、「同和地区や同和地区の人ということに気になったり、意識したりすることがありますか。」という質問に対して、「ある」と回答した人の割合は18.4%にのぼり前回調査の21.9%に比べるとやや少なくなっているものの、依然として高い割合を占めており、今なお多くの課題が残されています。

この心理的差別の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえて、他の様々な人権課題との関連を考慮しながら、教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要です。

また、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために制定された「部落差別解消推進法」の施行を受け、法律の内容等の周知を図るとともに、「相談体制の充実」に取り組んでいきます。

図1 同和地区や同和地区の人を意識する場合について【全体】（％）



(2) 推進方針

国は、1996（平成 8）年の「地域改善対策協議会意見具申」を受け、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発については、人権教育・啓発の事業として再構築して推進するとしています。町においても、一般対策の中での同和行政の柱を、町民に対する「教育・啓発」と位置づけ、町民すべての人が、家庭や地域、職場等あらゆる日常生活の中で、自ら積極的に「差別をなくす」という人権意識・人権感覚を育ていけるよう、また、その感性があらゆる差別の解消につなげていけるよう、教育・啓発の充実に努めます。

- 「同和問題の解決は行政の責務であり、町民一人ひとりの課題である。」という認識の醸成を図ります。
- 我が国の歴史における支配・被支配の関係やその起源等について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい認識を深める教育・啓発を推進します。
- 同和地区内外の交流を積極的に展開し、差別の解消を図ります。
- 町民館においては、地域における生活上の各種相談事業・地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業・交流事業等、生活等の実態調査を、総合的に実施します。

2. 女性

(1) 現状と課題

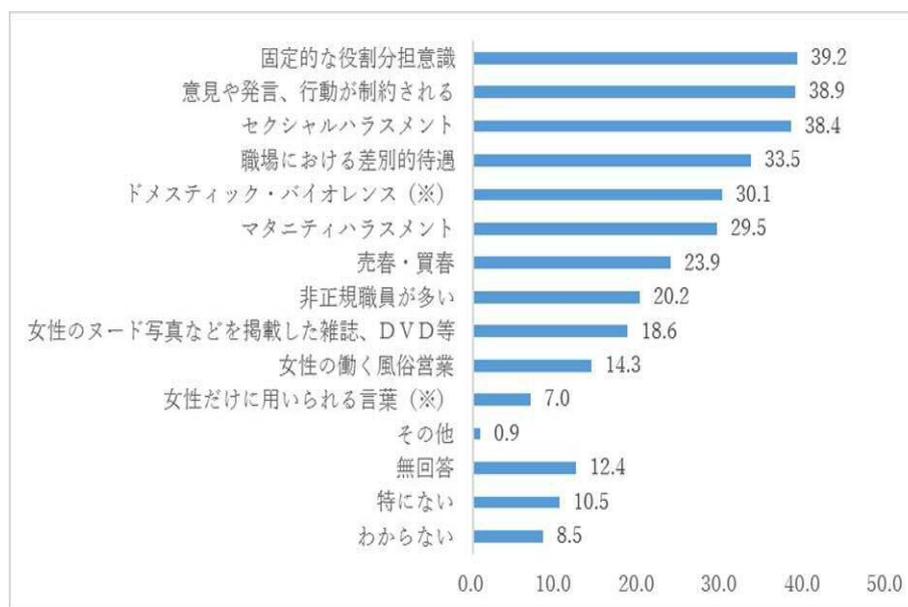
法律や制度面からの整備は着実に進んでいるが、固定的な性別役割分担意識や意見・発言の軽視、雇用の場における格差、女性に対する暴力など、いまだに広く女性に対する直接、間接の差別が存在しています。

2018（平成 30）年 2 月に実施した「黒潮町人権問題に関する意識調査」によると、「女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「固定的な役割分担意識」が 39.2%、「意見や発言、行動が制約される」が 38.9%、「セクシャルハラスメント」が 38.4%、「職場における差別的待遇」が 33.5% となっています。

このように、差別や課題の解消をはじめ、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加、参画を一層促進し、実質的な男女平等の実現のためには、解決しなければならない多くの課題が存在しています。

こうしたことから、性別による人権侵害の防止や、配偶者等からの暴力による被害者の自立支援の充実をはじめ、家庭や職場、地域社会において、女性も男性も平等で生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会づくりへの取組が、引続き重要となっています。

図2 女性の人権問題【全体】 (%)



(2) 推進方針

女性に対する様々な差別を解消することにより、女性の人権が男性と対等、平等に尊重され保障される社会の実現を図ります。

- 両性の尊厳・平等を目指す教育・啓発を推進します。
- 女性への差別の解消に向けた普及・啓発活動を行います。
 - ・雇用の場における実質的な男女平等
 - ・家庭生活や地域社会への男女共同参加
 - ・政策、方針決定への参画を推進
 - ・女性に対するあらゆる暴力の根絶

3. 子ども

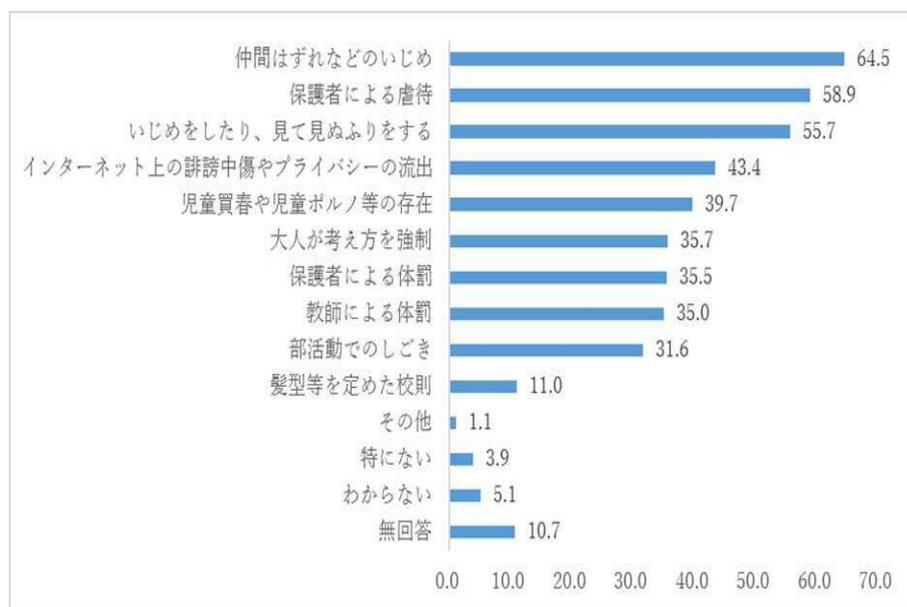
(1) 現状と課題

現在、社会構造や生活スタイル等の変化に伴い、家庭の教育力に格差が生じたり、地域の教育力が低下してきているといわれています。このような社会環境の変化が大きな影響をもたらし、子どもが犯罪に巻き込まれる事件や青少年の非行問題、いじめ、不登校、ひきこもり、虐待、自傷行為など、子どもを取り巻く環境は厳しい状況になっており、全国の中では、命に関わる重大な事件も多く発生しています。

2018（平成30）年2月に実施した「黒潮町人権問題に関する意識調査」によると、「子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「仲間はずれなどのいじめ」が64.5%、「保護者による虐待」が58.9%、「いじめをしたり、見て見ぬふりをする」が55.7%、「インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの流出」が43.4%となっています。「インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの流出」については、今回新設された項目であるが、インターネットに関連した人権課題として多く人の高い関心を集めています。

また、子どもが虐待などの人権侵害を受けた場合に対する、行政や教育機関への期待は大きく、家庭や学校、地域の中で子どもたちが安全で健やかに育つ環境づくりが早急に求められています。

図3 子どもの人権問題【全体】（%）



(2) 推進方針

地域社会全体で子どもの育つ環境づくりを推進し、子どもが一人の人間として尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会の実現を図ります。

- 子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発を行います。
- 子どものコミュニケーション能力を高めるとともに、個性や人権を尊重した教育を推進します。
- 学校と地域が連携し、地域社会における生活体験や自然体験プログラムを充実し、さまざまな職業・生き方・考え方にふれる機会を増やします。
- 児童館を中心に、子どもの居場所づくりや学び直しができる環境を整え、差別やいじめに負けない強い心と他人に対しての思いやりの心が育つ活動を推進します。
- 教育相談所を充実し、子どもの健全な育成を図るために、家庭生活、学校生活における相談事業の充実を図ります。
- 児童虐待の防止対策を充実させます。

4. 高齢者

(1) 現状と課題

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、第2次ベビーブーム期に生まれた世代が65歳以上になる2040年には、高齢化率が35.3%になると見込まれており、その対策が大きな課題となっています。

しかしながら、黒潮町では、2020（令和2）年に65歳以上の人口が既に43.8%となっており、全国に先駆けた高齢者自治体となっています。しかも、これからも高齢者人口は増加の一途が見込まれています。

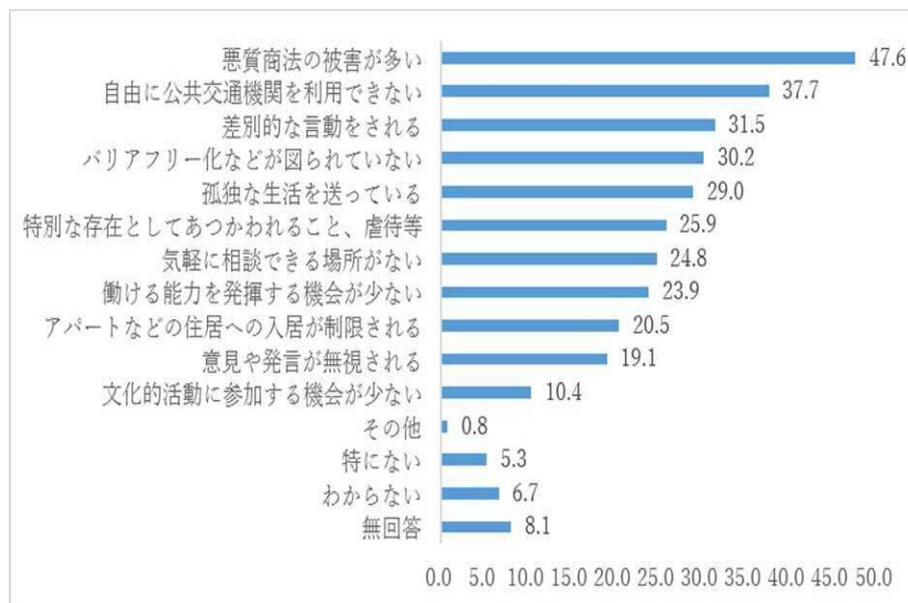
2018（平成30）年2月に実施した「黒潮町人権問題に関する意識調査」によると、「高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という設問に対して、「悪徳商法の被害が多い」が47.6%、「自由に公共交通機関を利用できない」が37.7%、「差別的な言動をされる」が31.5%、「バリアフリー化などが図られていない」が30.2%となっています。

年齢による認知機能や運動機能の低下に伴う問題が人権擁護の課題として表面化していることがわかります。

今後、高齢者が自立し、健康で安心と生きがいを持って暮らすために、就労機会の確保や保健福祉サービスの充実などの環境づくりが大きな課題となっています。

また、高齢化に伴い、介護の必要な高齢者はますます増加すると予想され、介護する家族の負担や、認知症高齢者らが受ける人権侵害なども高齢者を取り巻く社会の大きな問題です。

図4 高齢者に関する、人権上の問題点【全体】（％）



（2）推進方針

「黒潮町高齢者保健福祉計画」「黒潮町介護保険事業計画」に基づいた保健福祉サービスを推進するとともに、高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健康で生きがいをもって生活をしていける社会の実現を図ります。また、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の雇用の場の拡充と社会参加の充実に努めます。

○高齢者に対する理解の促進を図ります。

- ・加齢に伴う心身機能の低下に対する理解
- ・財産管理や権利擁護などの福祉サービスの周知

○高齢者の社会参加の促進を行います。

- ・経験や知識を活用し、世代を超えた交流やふれあいの機会の充実
- ・雇用や社会参加の充実

5. 障がい者

（1）現状と課題

障がいのある人が地域の一員として活動し、自立した生活を送ろうとするとき、物理的な障壁（道路、建物、バスの段差など）や制度的な障壁（各種の資格制度、就職試験などでの差別）などが問題となります。

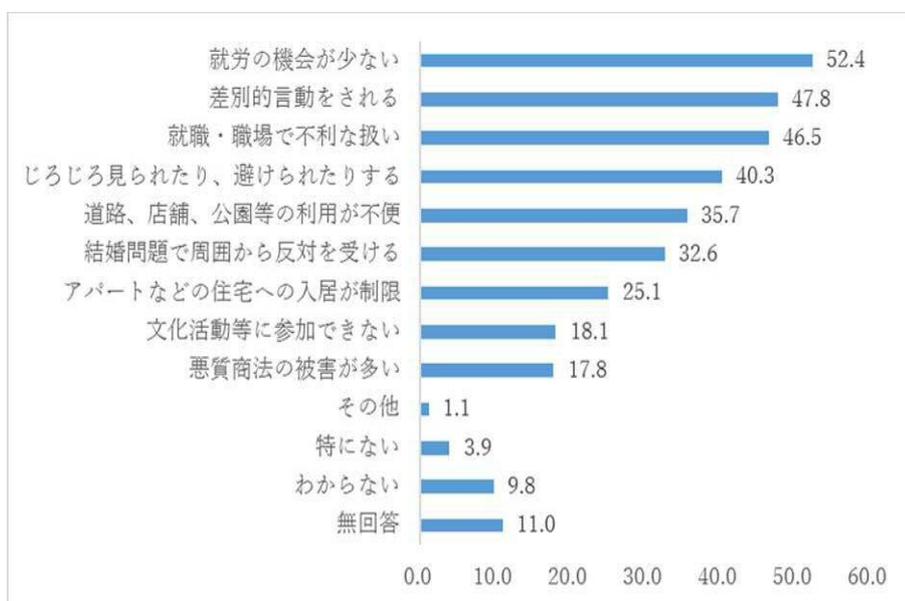
2018（平成30）年2月に実施した「黒潮町人権問題に関する意識調査」によると、「障がい者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「就労の機会が少ない」が52.4%、「差別的言動をされる」が47.8%、「就職・職場で不利な扱い」が46.5%、「じろじろ見られたり、避けられたりする」40.3%

となっています。

国としては、2016（平成 28）年 4 月に、不当な差別的取扱いの禁止と行政機関等及び事業者に対して合理的配慮を行うことを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいのある人の人権が尊重されるための法整備が進められています。

町としても、障がいのある人の就労や職場での取り扱いについて配慮を行うよう啓発を実践していきます。また、障がいに対する理解が十分でない人達の差別的な言動や行動により障がいのある人やその家族が、人間としての尊厳を傷つけられることのないよう啓発を行い、相談の窓口を開設していきます。

図 5 障がい者の人権問題について【全体】（％）



（2）推進方法

「黒潮町障がい者計画」「黒潮町障がい福祉計画」「黒潮町障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も、地域でともに支えあい生活できる社会の実現を図ります。

○障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

- ・障がいのある人との交流や多様な参加の場の確保
- ・財産管理や権利擁護などの周知

○障がいのある人の社会参加の支援を行います。

- ・「ひとにやさしいまちづくり」の推進
- ・雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ・相談支援体制の充実

6. HIV感染者等

(1) 現状と課題

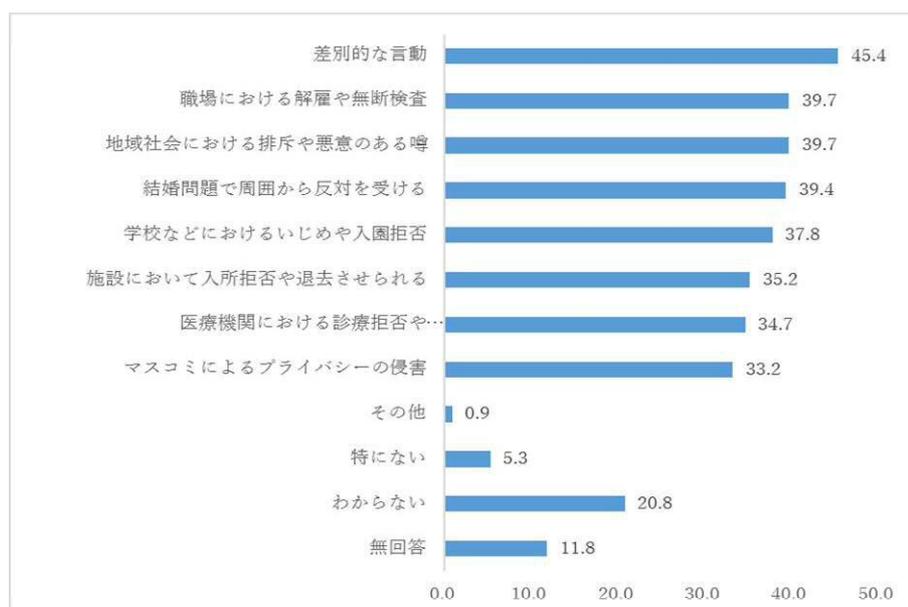
エイズや結核、B型・C型肝炎等の感染症、新型インフルエンザ等に対する誤った知識や思い込みから、感染した人やその家族等を差別や偏見で苦しめてしまうことがあります。

また、ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる慢性の感染症で、かつては「らい病」と呼ばれ、体の一部が変形したり、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広まり、このことにより偏見、差別が助長されてきました。

2018（平成30）年2月に実施した「黒潮町人権問題に関する意識調査」によると、「エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「差別的な言動」が45.4%、「職場における解雇や無断検査」が39.7%、「地域社会における排斥や悪意のある噂」が39.7%、「結婚問題で周囲から反対を受ける」が39.4%となっています。社会においてHIV及びエイズに関する理解は一定進んできましたが、今なお、誤った認識や偏見が存在しています。感染症発生時には、患者を取り巻く環境のなかで、感染者に対する正しい知識や理解不足による差別や偏見、プライバシーの侵害などが多く見られる状態です。

感染症についての正しい情報の提供と啓発活動などにより、患者・感染者の権利を守るための取り組みを進める必要があります。

図6 エイズ患者・HIV感染者の人権問題について【全体】（%）



(2) 推進方法

様々な感染症にかかった患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療と生活ができる社会の実現を図ります。

○感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供を行います。

○ハンセン病について正しい知識の普及・啓発活動を行います。

7. 外国人

(1) 現状と課題

国際化の進展とともに、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が顕在化しています。一般的には、欧米諸国に比べアジアの人たちを軽視する傾向があり、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国についての理解や認識を深める必要があります。

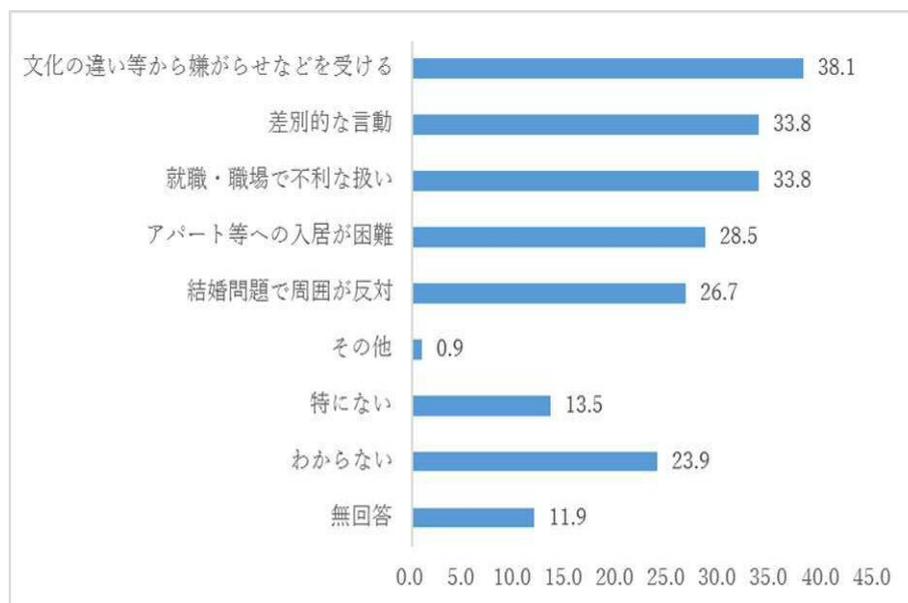
2018（平成30）年2月に実施した「黒潮町人権問題に関する意識調査」によると、「外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「文化の違い等から嫌がらせなどを受ける」が38.1%、「差別的な言動」が33.8%、「就職・職場で不利な扱い」が33.8%、「アパート等への入居が困難」28.5%となっています。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がマスメディアやインターネット等で大きく報道されています。こうした言動は、ヘイトスピーチと呼ばれ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないことから、国は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を2016（平成28）年6月に施行しました。

本町においては、長年にわたり漁業研修生等の外国人労働者の受け入れを行っており、外国人に対する一定の理解は進んでいますが、調査の結果をみると、依然として十分ではありません。

ヘイトスピーチ解消法の制定をうけて、正しい情報の提供と啓発活動などにより、外国人にとっても暮らしやすいと感じてもらえるまちづくりを目指していく必要があります。

図7 外国人の人権問題について【全体】(%)



(2) 推進方針

外国人にとっても暮らしやすい、差別や偏見のない地域社会の実現を図ります。

○外国人や外国の文化と交流、国際理解の促進を図ります。

○アジアの近隣諸国について理解を深めるための知識の普及活動を行います。

8. 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など、被害後に生じる様々な問題（二次被害）にも苦しめられます。

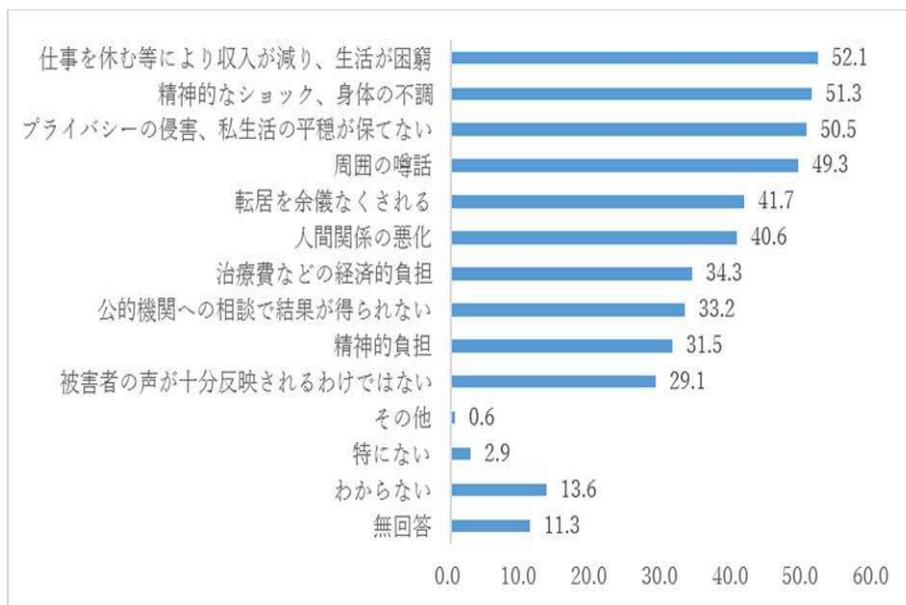
2018（平成30）年2月に実施した「黒潮町人権問題に関する意識調査」によると、「犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題あると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「仕事を休む等により収入が減り、生活が困窮」が52.1%、「精神的なショック、身体の不調」が51.3%、「プライバシーの侵害、私生活の平穏が保てない」が50.5%、「周囲の噂話」が49.3%となっています。

現在、高知県内では、高知県警察本部に「被害者支援室」を設置し、犯罪被害者に対する情報提供等をはじめ、捜査過程における犯罪被害者の負担軽減、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者の安全の確保、被害者支援に関する広報活動等、様々な側面から被害者支援の充実を図るとともに、「犯罪被害者ホットライン」による相談対応を行っています。また、2016（平成28）年度末には県内全市町村に「総合的対応窓口」

が設置されています。さらに、全国でもボランティアを核とした民間の支援団体が次々と設立され、高知県では、2007（平成 19）年に「こうち被害者支援センター」が設立されました。

町としても、犯罪被害者の総合的対応窓口として、被害者等からの相談・問合せに対して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行います。

図 8 犯罪被害者とその家族の人権問題について【全体】（％）



（2）推進方針

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を町民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。

○犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発を推進します。

○犯罪被害者等への相談・支援体制を充実させます。

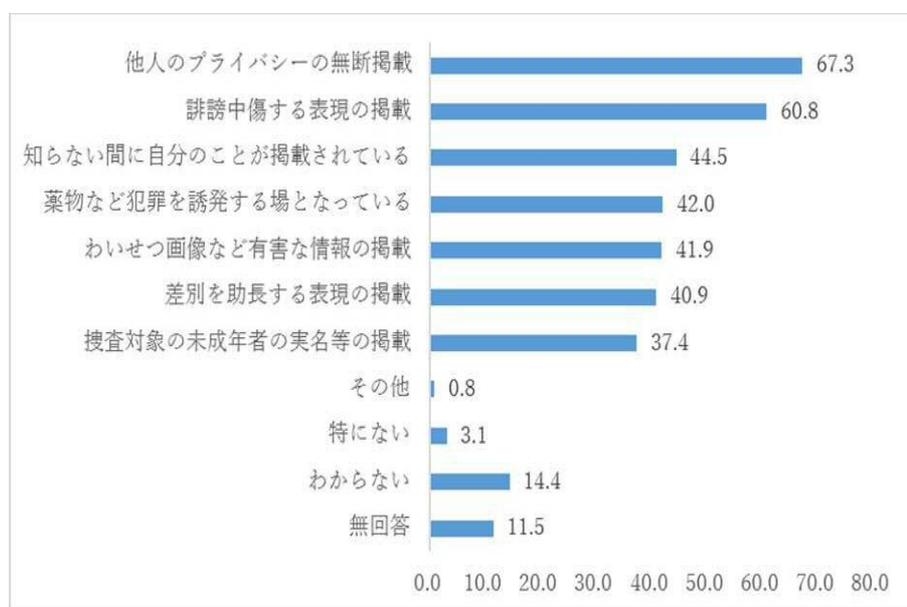
9. インターネットによる人権侵害

（1）現状と課題

情報・通信手段が発達し、社会の高度情報化が急速に進むなか、誰もが容易にインターネットの利用ができるようになるなど、利便性が向上した反面、近年、インターネットの匿名性を悪用し、電子掲示板やホームページに他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する事例が増加しています。また、コンピューターやネットワークの利用により、大量の個人情報が処理される社会となり、個人情報の不適切な取扱いや信用情報、顧客データの盗用・流用などの問題も生じています。

2018（平成30）年2月に実施した「黒潮町人権問題に関する意識調査」によると、「インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「他人のプライバシーの無断掲載」が67.3%、「誹謗中傷する表現の掲載」が60.8%、「知らない間に自分のことが掲載されている」が44.5%、「薬物など犯罪を誘発する場となっている」が42.0%ととなっています。インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速・拡大化、被害の回復の困難性にあります。画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが求められています。

図9 インターネットによる人権侵害について【全体】（%）



(2) 推進方針

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。

○インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動を推進します。

○インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策を周知します。

10. 災害と人権

(1) 現状と課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活のなかで、特別な支援や配慮を必要とする災害時における要配慮者や女性への配慮が行き届かない状況が問題となりました。避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授

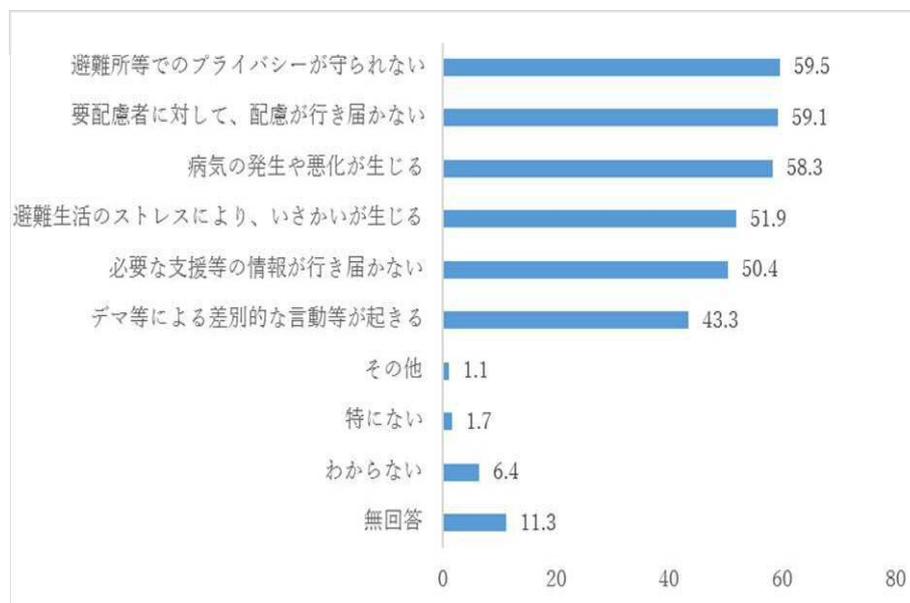
乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで、当然のように食事の準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

こうした状況を踏まえ、2011（平成 23）年 12 月及び 2012（平成 24）年 9 月の中央防災会議において、「防災基本計画」が修正され、避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画の推進等が位置づけられました。

2018（平成 30）年 2 月に実施した「黒潮町人権問題に関する意識調査」によると、「地震や台風など大規模災害が起きたときに、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。」という問いに対して、「避難所等でのプライバシーが守られない」が 59.5%、「要配慮者に対して、配慮が行き届かない」59.1%、「病気の発生や悪化が生じる」が 58.3%、「避難生活のストレスにより、いさかいが生じる」51.9%ととなっています。

本町では近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、その内容は、最大深度が 7、最大津波高が 34m という厳しい数字であるため、その他の災害対策とあわせてハード・ソフトの両面への取組も含め、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全ての人のプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進いくことが必要となっています。

図 10 災害発生時の人権問題について【全体】（％）



（2）推進方針

災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図ります。

○災害時の人権への配慮に関する教育・啓発を推進します。

○人権の視点にたった災害時の対応に関する体制づくりを推進します。

11. 性的指向・性自認

(1) 現状と課題

人の恋愛や性愛の対象（性的指向）は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人などがあります。また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識、いわゆる性自認（心の性）が一致しないため、社会生活に支障が生じる性同一性障害の人もいます。こうした多様な性に対する無関心や誤った認識が、偏見や差別を生み出し、性的少数者が、職場や学校などで不適切な扱いを受け、生きづらさを感じていることがあります。

(2) 推進方針

社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。

○性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発を推進します。

○性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制を充実します。

12. その他の人権課題

(1) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化をもっていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

1997（平成9）年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行されましたが、いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分でなく、様々な偏見や差別が残っているため、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し認識を深め、偏見や差別の解消を目指して、啓発等が行われています。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。これらの人々に対する偏見や差別をなくするため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実

施されるなど、様々な取組が行われています。

また、2016（平成28）年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行され、2017（平成29）年12月には、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

町においては、刑を終えて出所した人の社会復帰が阻まれたり、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に努めます。

（3）北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会をあげて取り組むべき課題とされるなか、この問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発が行われています。

（4）ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行事件なども発生しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するために、2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しています。

地域社会においてもこの問題についての理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められており、そのための取組や啓発が行われています。

（5）人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件を強いられているという事例が報告されており、日本は人身取引の受入国の一つとして、国際社会から批判を受けています。

国は、「人身取引対策行動計画」を策定し、関係省庁が協力してこの問題に取り組んで

います。

(6) 他の人権課題

職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させるパワー・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントが社会問題となっています。労働者の人権を守るため行政機関や企業等において、ハラスメント問題についての認識を深める啓発、研修や相談窓口の設置などの取組が行われています。

また、他にも、自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報の保護などの人権課題があり、これらの人権課題に関する取組が行われています。

第5章 推進体制

1. 町の推進体制

町が行うすべての業務について、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが求められています。このため、町のあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取り組みを積極的に推進します。

また、外部の有識者で組織する「黒潮町人権尊重のまちづくり協議会」などの意見を踏まえ、庁内組織「黒潮町人権施策推進委員会」を中心に、関係部局相互の連携・協力のもと、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

(1) 全庁的な推進組織の構築

町行政組織の中で人権施策に関する業務については、各課共通業務といたします。

そのうえで、黒潮町人権施策推進委員会を基軸にして、黒潮町人権施策推進基本方針に基づき、総合的かつ効果的な施策の推進に努めるとともに、「黒潮町人権尊重のまちづくり協議会」の意見や提言を踏まえ、基本方針の適切な進行管理に努めます。

また、町職員の人権感覚を常に鋭敏に保つため、研修リーダーの育成、職員人権研修の実施などを通じて、組織的に研修体制の整備を図ります。

(2) 町民館機能の充実

町民館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして大方・佐賀地区両町民館が相互に情報交換・連携しながら、生活上の各種相談業務や人権課題の**実態把握**・解決、自立支援のための各種事業を総合的に行っていきます。また、関係機関との連携を図り、人権にかかる調査研究や啓発資料の開発、作成、保管に努めます。さらに、人権啓発の拠点施設として、学習会等の開催により、積極的に啓発事業を進めます。

2. 関係行政機関との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村ともにそれぞれの立場から、様々な取り組みを行っており、人権尊重の社会づくりを進めていくためには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化していく必要があります。

このため、法務局や人権擁護委員などの国の機関、高知県の人権に関する窓口、市町村等で構成する人権啓発ネットワーク協議会との連携を強化し、効果的な人権啓発活動を進めます。

3. NPO、各種団体との協働

人権意識の高揚や人権擁護の推進については、行政だけでなく、各種団体やNPO、企業などの自主的、主体的な活動は不可欠であり、町がこれらの活動との密接な連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。また、本方針に沿った人権施策の推進を図るために、人権問題に取り組む各種団体、NPO、企業などとの意見交換を積極的に行います。

人権問題に取り組む上で最も重要なことは、社会全体で取り組むという合意と人権を擁護するシステムを構築することです。とりわけ、差別や偏見に傷つき、苦しむ人々に寄り添い支援する各種団体、NPO、企業などの取組には大きな意義があります。人権問題の解決のためには、これらの団体などをはじめ社会全体がネットワークを構築して取り組むことが重要です。ネットワーク化にあたっては、それぞれの組織の自主性を尊重しつつ機能的に役割を分担して、その特性を活かした連携体制の確立に努めます。

4. 町民に期待される役割

人権が尊重される社会づくりの実現のためには、町民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

すべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されています。お互いを認め合い、思いやることができるよう、人権意識を高め、日常生活の行動に根付かせていかなければなりません。

このように、人権問題はまさに、一人ひとりの心の問題であり、生涯を通じて、常に学習していく姿勢が求められています。町民各自の主体的な行動によって、笑顔に満ちた人権文化豊かな町づくりを目指しましょう。